

# ○ 宇都宮市景観条例

〔平成19年9月28日〕  
条例第82号

改正 平成20年 9月25日条例第46号  
平成21年12月22日条例第32号  
平成23年 7月 1日条例第22号  
平成24年 6月29日条例第26号  
平成24年12月27日条例第42号  
平成26年 6月30日条例第23号  
平成28年12月26日条例第62号  
令和 2年12月23日条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行について、良好な景観の形成のための基本理念その他必要な事項を定めることにより、美しい景観と潤いのある豊かな生活環境の創造に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 良好な景観は、地域の特色を尊重し、豊かな自然と歴史的・文化的資源を守り、育てるとともに、魅力ある街並みと活力ある地域社会を創り出し、我が街の誇りとなるように形成されなければならない。

2 前項に規定する良好な景観の形成の実現に当たっては、市民、事業者及び市が互いに協力し、一体的な取組がなされなければならない。

(審議会)

第3条 市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、宇都宮市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 次条の規定による景観計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 第5条第1項の規定による景観形成重点地区の指定に関すること。
- (3) 第5条第2項又は第3項の規定による景観形成推進地区の指定又は解除に関すること。

- (4) 法第14条第1項の規定による計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の通知に関すること。
  - (5) 法第19条第1項又は法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定又は解除に関すること。
  - (6) 法第28条第1項又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定又は解除に関すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成の推進に関すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(景観計画の策定の手続等)

第4条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、法第8条第1項の規定により、景観計画を定めるものとする。

- 2 景観計画は、第2条に規定する基本理念に則したものでなければならない。
- 3 景観法施行令（平成16年政令第398号）第7条の規定により条例で定める一団の土地の区域の規模は、0.1ヘクタールとする。

(景観形成重点地区等)

第5条 市長は、景観計画に基づき、次に掲げる地域を景観形成重点地区として指定することができる。

- (1) 特徴のある景観を有している地域
  - (2) 四季を感じられる豊かな自然景観の保全を目指す地域
  - (3) 魅力ある街並みの形成を目指す地域
- 2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、0.1ヘクタール以上の一団の土地の区域内の市民又は事業者の要請により、当該区域を自ら積極的に景観形成に取り組む地区（以下「景観形成推進地区」という。）として指定することができる。
- 3 市長は、前項の規定により指定した景観形成推進地区の区域について、当該指定の理由が消滅したと認めるときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。
- 4 市長は、景観形成重点地区又は景観形成推進地区における良好な景観の形成について必要な事項を景観形成重点地区又は景観形成推進地区ごとに定めるものとする。

(景観計画への適合)

第6条 法第16条第1項第1号に規定する建築等（以下「建築物の建築等」という。）、同項第2号に規定する建設等（以下「工作物の建設等」という。）又は同項第3号に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）を行おうとする者は、当該建築物、工作物又は開発行為を景観計画に適合させるよう努めなければならない。

(良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為)

第7条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、別表第1の左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為とする。

(平23条例22・一部改正)

(指導、助言及び勧告)

第8条 市長は、良好な景観の形成を推進するために必要があると認めるときは、法第16条第1項又は第2項の届出をした者に対し、当該届出に係る行為について、必要な指導又は助言をすることができる。

2 市長は、法第16条第3項の勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会に意見を聴くことができる。

(平20条例46・一部改正、平23条例22・旧第7条繰下)

(適用除外)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

(1) 景観形成重点地区及び景観形成推進地区の区域内における行為 別表第2の左欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる行為

(2) 景観計画区域のうち前号の地区を除く区域内における行為 次のアからオまでの行為

ア 建築物の建築等であって、高さ（増築にあつては、増築後の高さ。イにおいて同じ。）が10メートル以下で、かつ、当該建築物の建築面積（増築にあつては、増築後の建築面積。イにおいて同じ。）が1,000平方メートル以下のものに対する行為

イ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「外観の変更等」という。）であって、当該建築物の高さが10メートルを超えるもの又は建築面積が1,000平方メートルを超えるもので、これらの行為による当該建築物の外観の変更等の範囲が当該外観の2分の1以内であるものに対する行為

ウ 工作物の建設等で、別表第3に掲げるものに対する行為

エ 開発行為で、その規模が1ヘクタール以下のものに対する行為

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障を及ぼさないと認める行為

（平20条例46・全改，平23条例22・旧第8条繰下・一部改正）

（特定届出対象行為）

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、景観形成重点地区又は景観形成推進地区の区域内における建築物の建築等又は工作物の建設等のうち、法第16条第7項各号に定める行為以外の行為とする。

（平20条例46・追加，平23条例22・旧第9条繰下）

（変更命令等の手続）

第11条 市長は、法第17条第1項又は第5項の命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会に意見を聴くことができる。

（平20条例46・追加，平23条例22・旧第10条繰下）

（告示）

第12条 市長は、景観形成重点地区の指定をし、又は景観形成推進地区、景観重要建造物若しくは景観重要樹木について、その指定をし、若しくは解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

（平20条例46・旧第9条繰下，平23条例22・旧第11条繰下）

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

（平20条例46・旧第10条繰下，平23条例22・旧第12条繰下）

附 則（平成19年9月28日条例第82号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第2条、第3条（第2項第2号から第7号までを除く。）、第4条第1項及び第2項並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月25日条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年12月22日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成23年8月1日以後、工事に着手する建築物等から適用する。

附 則（平成24年6月29日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行し、同年8月1日以後、工事に着手する建築物等から適用する。

附 則（平成24年12月27日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行し、同年2月1日以後、工事に着手する建築物等から適用する。

附 則（平成26年 6月30日条例第23号）

- この条例は、平成26年7月1日から施行し、同年8月1日以後工事に着手する建築物等から適用する。

附 則（平成 28 年 1 月 26 日条例第 62 号）

この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行し、同年 2 月 1 日以後工事に着手する建築物等から適用する。

附 則（令和 2 年 1 月 23 日条例第 51 号）

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、同年 2 月 1 日以降工事に着手する建築物等から適用する

別表第 1（第 7 条関係）（平 23 条例 22・追加，平 24 条例 42・一部改正）

区域	行為
大通り地区	地上に平面式のもので、自動車の駐車のための施設を設置する行為

別表第 2（第 9 条関係）

（平 20 条例 46・追加，平 21 条例 32・一部改正，平 23 条例 22・旧別表第 1 線下・一部改正，平 24 条例 26・平 24 条例 42・一部改正・平 26 条例 23・平 28 条例 62・令 2 条例 51・一部改正）

区域	行為
宇都宮駅東口地区	(1) 建築物の建築等であって、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 2 項又は第 18 条第 1 項の規定の適用を受けるもの
中里原地区	
大通り地区	(2) 建築物の外観の変更等であって、これらの行為による当該建築物の外観の変更等の範囲が当該外観の 2 分の 1 以内であるもの
白沢地区	(3) 工作物の建設等であって、建築基準法第 88 条第 1 項又は第 2 項の規定により、同法第 6 条第 2 項又は第 18 条第 1 項の規定が準用されるもの
雀宮駅周辺地区	
岡本駅周辺地区	(4) 工作物の外観の変更等であって、これらの行為による当該工作物の外観の変更等の範囲が当該外観の 2 分の 1 以内であるもの
大谷地区	(5) 開発行為で、その規模が 1 ヘクタール以下のものに対する行為
	(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障を及ぼさないと認める行為

別表第3（第9条関係）

（平20条例46・旧別表・一部改正，平23条例22・旧別表第2繰下・一部改正）

区分	行為	
	新設，増築，改築又は移転	外観の変更等
さく，塀，垣（生け垣を除く。）その他これらに類するもの	高さ5メートル以下のもの	1 高さが5メートル以下のもの 2 高さが5メートルを超えるもので，外観の変更等の範囲が外観の2分の1以内であるもの
擁壁その他これらに類するもの	高さ5メートル以下のもの	1 高さが5メートル以下のもの 2 高さが5メートルを超えるもので，外観の変更等の範囲が外観の2分の1以内であるもの
煙突，排気塔その他これらに類するもの	高さ10メートル以下のもの	1 高さが10メートル以下のもの 2 高さが10メートルを超えるもので，外観の変更等の範囲が外観の2分の1以内であるもの
記念塔，電波塔，物見塔その他これらに類するもの		
高架水槽，冷却塔その他これらに類するもの		
広告塔，広告板その他これらに類するもの		
鉄筋コンクリート柱，鉄柱，木柱その他これらに類するもの	高さ15メートル以下のもの	1 高さが15メートル以下のもの 2 高さが15メートルを超えるもので，外観の変更等の範囲が外観の2分の1以内であるもの

<p>観覧車，飛行塔， コースター， ウォーターシュー ート，メリ ーゴーラウン ドその他これ らに類するも の</p>	<p>高さ10メートル以下で， かつ，築造面積1，000 平方メートル以下のもの</p>	<p>1 高さ10メートル以下で，かつ， 築造面積が1，000平方メートル 以下のもの 2 高さが10メートルを超えるもの 又は築造面積が1，000平方メー トルを超えるもので，外観の変更等 の範囲が外観の2分の1以内である もの</p>
<p>アスファルトプ ラント，コンクリ ートプラント，ク ラッシャープラ ントその他これ らに類するもの</p>		
<p>ガス，石油製品， 穀物，飼料等を貯 蔵し，又は処理す る施設</p>		
<p>自動車車庫の用 に供する施設</p>		
<p>汚物処理場，ごみ 焼却場その他こ れらに類するも の</p>		